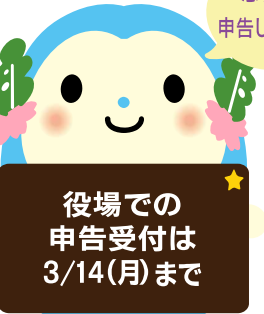


上島町からの
お知らせ忘れずに
申告してりん♪役場での
申告受付は
3/14(月)まで所得税確定申告と町・県民
税の申告をお忘れなく！令和3年分所得税および令和4
年度町・県民税（住民税）申告の
受付が始まります。みなさん、期
限内に申告を行いましょ。

●期間

2月14日(月)～3月14日(月)
(土・日・祝除く)

●時間

8時30分～17時15分

●場所

各総合支所

※ただし、仕事の都合等により
平日申告を行うことができない
人は、次の日に申告を受付いた
しますので、ご利用ください。

●閉庁日受付(魚島総合支所除く)

2月20日(日)・3月5日(土)

8時30分～17時15分

詳しくは、広報折り込みチラシ
にてご確認ください。

●問い合わせ

上島町各総合支所
弓削 住民課 ☎7712503
生名 町民生活課 ☎7613000
岩城 町民生活課 ☎7512500
魚島 町民生活課 ☎7810011確定申告会場への入場には
「入場整理券」が必要！整理券は、①税務署の入口付近
で当日配付、または②国税庁の
LINE公式アカウントからご
希望日の2日前までに取得できま
す。なお、整理券は、作成済申告書
の提出のみであれば不要です。おって、入場整理券の配付状況
に応じて、後日の来場をお願いす
ることもあります。皆さまのご理解とご協力をお願
いします。

確定申告会場における

感染防止対策

くお越しになる方へのお願い

★検温の実施

入場時に検温を実施します。37.5
度以上の発熱がある場合、検温に
ご協力いただけない場合など感染
防止の観点から適切でないと判断
した時には入場をお断りさせてい
ただきます。発熱等の症状がある方や体調の
すぐれない方は、無理をせずに、
後日あらためて来場していただ
くようお願いいたします。★マスク着用、手指消毒のお願い
会場ではマスクを常時着用して今治税務署からの
お知らせ所得税および復興特別
所得税・贈与税

3月15日(火)まで

消費税および地方消費税

3月31日(木)まで

確定申告会場にお越しにな
る方へ感染リスク軽減の
ための対応確定申告会場の混雑緩和のた
め、ご自宅から申告できるe
Taxをぜひご利用ください。
なお、相談はチャットボットやお
電話でも可能です。※ご自宅で申告書が作成できる国
税庁ホームページ「確定申告書等
作成コーナー」を是非ご利用くだ
さい。なお、スマートフォンでも
所得税の確定申告書が作成できま
す！まずは、国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」へ
アクセス！

国税庁

いただき、会場入口等で手指消毒
をお願いします。★少人数での来場 会場には、申
告される方おひとりでお越しくだ
さい。介助を要する等の理由で複
数名でお越しになる場合におい
ても、必要最小限の人数でお越し
ください。

●税務署での対策のご紹介

★ソーシャル・ディスタンスを確
保した会場レイアウトを採用しま
す。★こまめな換気・消毒を実施し、
会場入口には検温・消毒器、会場
内にも手指消毒液を設置します。★職員は、マスク・フェイスシ
ールドを着用して対応し、日々の体
調管理を徹底します。

税務署の確定申告会場

受付時間

●日時

3月15日(火)までの平日
8時30分～16時00分
(相談開始は9時から)※会場の混雑状況により、16時前
でも受付を終了する場合があります。
※駐車場には限りがありますので、
できるだけ公共交通機関をご利用
ください。電話による申告相談を
利用ください3月15日(火)まで確定申告電
話相談センターを開設していま
す。(土・日・祝日は2月20日(日)
と2月27日(日)のみ開設)

～ LINEで「入場整理券」を取得する方法～

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント※ LINEのホーム画面で「国税庁」また
は「@kokuzei」と検索しても友だちに
追加できます。

STEP2

「相談を申し込む」を選択



STEP3

税務署・希望日時を選択



STEP4

申込完了一画面で提示

入場時には
この画面を
ご提示ください

STEP1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP3

税務署や来場希望日時を選択

STEP4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

医療費控除について

令和2年分の確定申告から、必
ず「医療費控除の明細書」の添付
が必要となりました。※医療費領収書は自宅で5年間保
存し、税務署から求められたとき
は、提示または提出しなければな
りません。

納税は振替納税で！

申告所得税や個人事業者の消費
税の納税は、便利で、安全な振替
納税の利用をお願いします。振替
納税は納税者ご自身名義の預貯金
口座からの口座引落しにより納付
する方法で、利用するには振替依
頼書を提出していただく必要があ
ります。令和3年1月からe
Taxで依頼書の提出が可能と
なっています。記帳・相談コーナーの
開設

●日時

3月8日(火)～3月14日(月)
※土・日曜日を除く

●場所

確定申告会場内
10時00分～12時00分
13時30分～15時30分

●対象者

事業・不動産所得者

贈与税の申告について

令和3年1月1日から令和3年
12月31日までに110万円を超える財
産の贈与を受けた方、相続時精算
課税を適用する方などが対象とな
ります。

マイナンバーの記載をお忘れなく

令和3年分の申告には、①マイ
ナンバーの記載②本人確認書類の
提示または写しの添付が必要で
す。※郵送などによる提出の際にも、
本人確認書類の添付が必要です。

問い合わせ

今治税務署

☎089813216100(代)

国税庁ホームページ

☐「国税庁 確定申告」で検索

